

## 報告要旨

### 少年逆送事件の裁判員裁判—少年法第55条をめぐる— 花島伸行

2009年8月以降、全国各地でスタートした裁判員裁判は、少年逆送事件も対象としている。逆送裁判員裁判について指摘される問題点のうち、とりわけ重要なのは少年法第55条をめぐる解釈・運用のあり方である。

少年法第20条により逆送されて裁判員裁判を受ける少年であっても、少年法第55条の移送決定を経て、家裁の審判で保護処分を受ける余地が認められている。しかも、55条移送の可否(法令の適用)に関する判断は、裁判員を含む合議体の権限に委ねられている。

本報告においては、裁判員制度の開始によって、少年法の理念が歪められることがあってはならないという視点から、同法55条の解釈・運用について、日弁連子どもの権利委員会の取り組みにも触れながら検討したい。